

関政幸 第18号

2017年
1月発行



即行動!身近で分かり易い県政、皆でよりよい千葉へ

平成28年は議員の提案による政策「条例」が4つ成立しました。それぞれ会派内のプロジェクトチーム(以下「PT」といいます)において、関係者等からのヒアリングや意見交換などを経ながら、1年～2年近くの研究・検討を重ねてきたものとなります。本号では、各条例のポイントや制定後の状況、また、12月議会の補正予算についての御報告をさせていただきます。*条例とは・・・地方自治体がその自治権に基づき、議会の議決で制定できる法(ルール)をいいます。

県政報告 1 「手話言語等の普及促進に関する条例」(6月議会成立:PT役員の視点から)

○目的

本条例は、手話が「言語」であることを明確にしたうえで、手話等の普及の促進について、基本理念、県の責務、市町村等の役割、施策推進のための基本的事項を定めることにより、聴覚障害者と聴覚障害者以外の者との共生できる地域社会の実現並びに聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的としています。

○特徴

主な施策として、①手話等を学習する機会の確保、②手話等を用いた情報発信、③手話通訳者・要約筆記者等の派遣体制の整備、④学校における手話等の普及を掲げています。

○条例の制定後

12月議会からは、千葉テレビの本会議中継で手話通訳が導入され(9月議会で予算措置)、また、県が主催・後援するイベントで手話通訳者が新たに配置されるケースもありました。

*関連して、県では現在、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の改定を進めています(なお、関は千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会の委員、及び千葉県障害者差別解消支援地域協議会の委員を務めています)。



関係者の皆さんとPTメンバーで記念撮影

県政報告 2 「子どもを虐待から守る条例」(12月議会成立:PT副座長の視点から)

平成27年度の千葉県における児童虐待相談対応件数は6,669件で**全国ワースト4位**となっています(5年間で2倍以上も増加)。児童虐待の発生予防と早期対応、虐待を受けた子どもへの自立支援などが大きな課題となっています。

本条例では、基本理念、県、県民及び保護者の責務、市町村の役割、施策の基本となる事項が規定され、今後この条例に基づいて、児童相談所の施設・体制の充実、児童福祉施設の整備、里親の促進、自立支援などの施策が展開されていくこととなります。



虐待を目撃したり、虐待の疑いがある場合は
「189(いちはやく)」に電話を!

*児童相談所の全国共通ダイヤルです

